宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①エス・ワイ地所株式会社　②山形県知事⑷2263　③代表取締役　渡邊真樹子　④山形県山形市城北町一丁目25番23号　⑤1000万円　⑥山形県知事　⑦山形県山形市城北町一丁目25番23号　エス・ワイ地所株式会社　代表取締役　渡邊真樹子

①明和地所株式会社　②国土交通大臣⑼4118　③代表取締役　原田英明　④東京都渋谷区神泉町９―６　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中村区那古野１―47―１名古屋国際センタービル11階　愛知県名古屋市中区栄３丁目14―７ＲＩＣＣＯ栄４階　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都渋谷区神泉町９―６　明和地所株式会社　代表取締役　原田英明